

報告事項 3

特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒の看護師添乗による通学
検討委員会について

特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒の看護師添乗による通学検討
委員会について、以下のとおり報告する。

平成31年4月22日提出

特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒の看護師添乗による
通学検討委員会について

1. 現状

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒の通学の現状及び看護師添乗の必要性

市立特別支援学校では、登下校時に医療的ケアを必要とする可能性のある36人(下記表1参照)の児童生徒は、保護者が自家用車かタクシーにより送迎している。

特別支援学校は通学区域が広く、送迎に係る保護者の負担が大きいため、その軽減のために、看護師添乗による通学支援の必要性がある。

【表1】

学校名	医療的ケアが必要な児童生徒数	スクールバスに乗車できない児童生徒		
		タクシー	自家用車等	合計
友生	39	11	9	20
友生(分校)	3	1	0	1
いぶき明生	34	4	6	10
青陽須磨	14	0	5	5
計	90	16	20	36

(平成30年5月1日現在)

(2) 国の動向

- ① 学校における医療的ケアの実施に関する検討委員会「最終まとめ」(平成31年2月28日文部科学省)において、「保護者の付き添いは、真に必要と考えられる場合に限るよう努めること」等、学校における医療的ケアの基本的な考え方が示された。
- ② 平成30年4月に国の補助制度が改正され、医療的ケアを実施するために支援学校に配置されている看護師が、通学時の送迎車両に同乗しても差し支えないこととされ、補助対象の範囲が拡大した。

(3) 他自治体の状況

平成30年度から東京都から国の補助制度を利用し、事業を開始し、横浜市は事業の検討に入っている。

2. 特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒の看護師添乗による通学検討委員会の開催について

(1) 設置趣旨

医療関係者、保護者、学校関係者等の参画を得て、必要な児童生徒への看護師添乗による通学において、安全かつ円滑な実施できるよう意見をいただく。

(2) 検討課題

- ①乗車対象者の基準
- ②保護者の理解・連携方法
- ③乗車中に行う医療的ケアの種別
- ④日々の乗車の判断基準
- ⑤緊急時対応

(2) 委員会委員の構成 (敬称略)

1	医療専門家	高田 哲(会長)	神戸大学名誉教授 神戸市子こども家庭局総合療育センター 診療担当部長
2		河崎 洋子	にこにこハウス医療福祉センター 施設長
3		二宮 啓子	公立学校法人神戸市看護大学 教授
4	医療的ケア実施校校長	上野 昌稔	神戸市立青陽須磨支援学校 校長
5	医療的ケア実施校 養護教諭	藤井 晴子	神戸市立いぶき明生支援学校 養護教諭
6	医療的ケア実施校 医療的ケア担当者	藤本 和美	神戸市立友生支援学校 教諭
7	医療的ケア実施校看護師	顔 光恵	神戸市立友生支援学校 学校看護師
8		長田 優子	神戸市立いぶき明生支援学校 学校看護師
9		松崎 裕美子	神戸市立青陽須磨支援学校 学校看護師
10	医療的ケア実施校保護者	石田 祐恵	神戸市立友生支援学校 保護者
11		山下 千恵美	神戸市立いぶき明生支援学校 保護者
12		白石 麻由美	神戸市立青陽須磨支援学校 保護者

(3) 議事事項と今後のスケジュール

第1回	平成31年3月18日	検討委員会の設置報告と現状説明
第2回	平成31年4月25日	課題の検討
第3回	平成31年6月予定	課題の検討
試行1	平成31年7月頃	保護者と看護師が同乗する
第4回	平成31年9月予定	試行結果の報告と課題整理
試行2	平成31年10月頃	看護師添乗での試行
第5回	平成31年12月予定	意見のまとめ

※第1回検討委員会における主な意見等

○保護者の体調に関わりなく、子供を一年を通して無事に通学させるために、看護師添乗を早く実現してほしい。(保護者)

○添乗することについて、安全の確保に対し、不安がある。(看護師)

○はじめは頻度を少なくしても、安全面を確保しながら進めていくことが望ましい。

(医療専門家)